しまうら観光発信クリエイター（島浦町地域おこし協力隊） 募集要項

１．募集概要

南国宮崎の日向灘に浮かぶ延岡市の離島「島野浦島（しまのうらしま）」で、豊かな海と山の自然、活気ある食文化などの地域資源を磨き上げ、地域住民や地元 NPO 法人と協力しながら「来て・楽しんで・好きになる」仕組みを創る地域おこし協力隊「しまうら観光発信クリエイター」を１名募集します。

２．活動地域とその魅力・課題

活動地域：島野浦島（宮崎県延岡市島浦町）

勤務場所：延岡市役所島浦支所及び島野浦観光案内所

島野浦島は周囲 15.5km、人口約 600 人の本県最大の有人離島です。世界最大級のオオスリバチサンゴ群落や『しま山 100 選』の遠見場山、『島の宝 100 景』の島野浦神社秋季大祭など豊富な観光資源を有しています。

近年、島内では、若い世代を中心に『NPO 法人しまうら未来開発プロジェクト』が設立され、島内初の観光案内所が開設されたほか、飲食店や宿泊施設が相次いでオープンするなど、若い力による「食と観光」の新しい波が生まれています。

一方、急速な人口減少や少子高齢化、基幹産業である水産業の低迷、新たな産業（観光等）の創出及び雇用の確保などの様々な課題を抱えており、喫緊の対策が求められています。

３．業務概要

着任後は、まず島の暮らしに慣れることや島民との交流からスタートし、以下の活動に取り組んでいただきます。

（１）島野浦島の観光コンテンツや着地型ツアーの企画・開発
　・島の海・山・食（サンゴ、トレッキング、マリンアクティビティ、郷土料理等）を組み合わせた体験プログラムや散策ツアーの企画・開発
（２）NPO 法人しまうら未来開発プロジェクト等と連携した観光受入体制づくり
　・観光案内所の運営サポートや、地域住民・事業者を巻き込んだ受入体制の強化
（３）SNS（音声や写真・動画等）を活用した情報発信活動
（４）定期的なイベントの企画・運営
　・交流人口の拡大及び地元事業者・地域住民と連携した共創イベントの展開
（５）その他、市長が必要と認める活動

４．募集人員

地域おこし協力隊員１名

５．応募条件

以下の全ての項目に該当する方

ア　年齢が 18 歳以上の方（男女不問、大学生等を除く。）
イ　２泊３日の現地活動体験プログラム「おためし地域おこし協力隊」の参加が可能な方
ウ　応募時点で延岡市以外の都市地域に在住している方、又は地域おこし協力隊員として２年以上活動し、かつ解嘱後１年以内の方
※都市地域とは、過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域をいいます。
エ　任用後、島浦町に住民登録を移して居住できる方
オ　延岡市の過疎地域等の活性化に意欲があり、心身ともに健康で、地域住民とともに積極的なコミュニケーションが図れる方
カ　隊員の任期終了後に延岡市内に定住し、起業又は就業する意欲のある方
キ　普通自動車運転免許を有している方
ク　パソコンやスマートフォンを使用でき、Word・Excel・SNS 等を活用できる方
ケ　地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方

＜地方公務員法＞
第 16 条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
1　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

歓迎する経験・資格（必須ではありません）

- 旅行・観光企画、イベント等の実務経験や学習経験がある方
- 旅行業務取扱管理者（地域限定を含む。）などの観光関連資格をお持ちの方、又は取得意欲のある方
- アウトドアやマリンアクティビティ等の経験・関心がある方

６．活動時間等

- **活動時間**：１日当たり７時間 45 分（8:30～17:15 ※12:00～13:00 は休憩時間）、週４日（木・土・日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。）勤務を基本とします。
 ※夜間や休日に活動（イベント・ツアー等）を行う場合もあります。
- **有給休暇等**：市の条例・規則に基づき付与されます。

７．任用形態、任用期間、服務等

- **任用形態**：市の会計年度任用職員（パートタイム）として任用します。
- **任用期間**：令和９年４月１日（予定）から令和 10 年３月 31 日まで
 ※活動状況等を評価・協議のうえ、最長３年間（36 か月）まで年度ごとに更新が可能です。
 ※任用開始後の約１か月間は研修期間とし、市の職員である地域おこし協力隊として必要な知識や心構えをはじめ、延岡市について広く学んでいただくための研修を行います。
- **服 務 等**：地方公務員法の規定に基づき、任用は条件付きとし、任用後原則１か月を良好な成績で活動した後に正式任用となります。また、一般職の地方公務員として守秘義務、職務専念義務等の服務規定が適用されます。

８．報酬等

- **基本報酬（給料）：**前職の職務経験等に応じて、日額 11,652 円～12,171 円の範囲内で支給します。
- **諸手当：**市の条例・規則に基づき、期末勤勉手当（６月及び 12 月）、時間外勤務手当、通勤手当等を別途支給します。
- **支給日：**毎月の基本報酬等は翌月 15 日、期末勤勉手当は６月 30 日及び 12 月 10 日に支給します。

【支給金額（社会保険料や所得税等の控除前）の目安】
・基本報酬　　：月額 約 19～20 万円
※月 16 日（４日/週×４週　※７時間 45 分/日）勤務した場合
・期末勤勉手当：年額 約 87～91 万円　※６月及び 12 月の計 4.65 か月分/年

９．福利厚生等

- **社会保険**：健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入します。
- **住　　居**：島内の市営住宅に居住していただきます。
 ※市が手続きを行いますが、家賃の一部（２割）及び生活費（食費、光熱水費等）、引越し費用は自己負担となります。
- **備 品 等**：活動に必要な公用車（軽自動車）、パソコン及びスマートフォンは市が貸与します。
 ※公用車の私的利用は不可のため、私生活用の自家用車（駐車場は本土側に市が用意）の持ち込みを推奨します。
- **その他（支援制度等）**：活動経費や定住に向けた起業・就業に必要な研修参加費用は、予算の範囲内で市が負担します。また、退任後の起業等を支援する補助制度もあります。

10．応募手続等

（1）受付期間

令和８年 11 月２日（月）から令和８年 12 月 28 日（月）まで

（2）応募手続

受付期間内に下記ア及びイの両方（順不同）を行ってください。

ア　おためし地域おこし協力隊への参加

① 内容

島野浦島において２泊３日の日程で協力隊の活動や現地の生活を体験します。

② 申込方法等

「③ 運営主体」に電話で申込みを行い、参加日程を決定してください。

③ 運営主体

株式会社ことろど（担当者：重信（しげのぶ）、連絡先：080-5280-3130）

④ その他

おためし地域おこし協力隊の参加に要する費用（宿泊費及びレンタカー代）について、一部補助があります。詳細は申込時にご案内します。

イ　応募書類の提出

① 応募書類

・応募用紙（市ホームページからダウンロードしてください。）
・履 歴 書（市販のものをご使用ください。）
・住 民 票（応募時点における住所地のもので世帯全員分の写し。本籍や個人番号は記載不要です。）

② 提出方法

郵送（当日消印有効）で受け付けます。なお、応募書類は返却いたしません。

③ 提出先

「12．問い合わせ先」に同じ

11．選考方法

（1）第一次選考

「10．応募手続等」（2）イ①の応募書類を基に書類審査を行います。

選考結果については、応募者全員に文書で通知します。なお、合格者については、第二次選考に関する詳細も併せてお知らせします。

（2）第二次選考

第一次選考の合格者を対象に延岡市にて面接試験を行います。

※面接試験の参加に要する旅費（交通費及び宿泊費）について、一部補助があります。詳細は第二次選考に関する通知に併せてご案内します。

選考結果については、第二次選考参加者全員に文書で通知します。

≪採用までの流れ（予定）≫

時　期	内　容	備　考
令和８年 11 月２日～ 令和８年 12 月 28 日	おためし地域おこし協力隊への参加	運営主体に電話で申込み
	応募書類の提出	当日消印有効
令和９年１月上旬	第一次選考（書類審査）	
令和９年１月中旬	第一次選考（書類審査）の結果通知	応募者全員
令和９年１月下旬～ ２月上旬	第二次選考（面接試験）	第一次選考合格者のみ
令和９年２月中旬～ 下旬	第二次選考（面接試験）の結果通知	第二次選考参加者全員
令和９年３月	採用に係る事務手続き	
令和９年４月	活動開始	

12．求職者等に対するセクシャルハラスメント防止について

（１）「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」（以下「求職者等セクハラ」という。）とは「事業主が雇用する労働者による性的な言動により求職者等による求職活動などが阻害されるもの」であり、求職者等の尊厳や人格を不当に傷つけるなどの人権に関わる許されない行為です。

（２）本市では、求職者等セクハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発を行い、ハラスメント行為の防止に取り組んでいます。

（３）求職者等への対応

〇本市では、求職者等への対応に当たり、次のルールを基本とします。

・求職者等との電話連絡などは、原則として公用の電話やメールアドレス等、市が指定する方法で行います。

・私用 SNS、私用メールまたは個人用電話による連絡は、原則として行いません。

・職務上必要のない私的な食事、飲酒、交際、送迎その他の私的接触を求めません。

・相談窓口を設置していますので、本市職員から求職者等セクハラを受けた場合などにはご相談ください。

・求職者等から相談があった場合は、相談者及び関係者のプライバシーを保護し、相談したことや事実関係の確認に協力したことなどを理由として、不利益な取扱いを行うことはありません。

13．問い合わせ先

（募集に関すること）

〒882-8686

宮崎県延岡市東本小路２番地１　本庁舎６階

延岡市 総合政策部 地域政策課　　担当者　野村

Tel：0982-22-7039　Fax：0982-22-7090　Mail：chiiki-s@city.nobeoka.miyazaki.jp

（求職者等セクハラに関すること）

延岡市 総務部 職員課　Tel：0982-22-7007